

会議録  
令和3年第2回更別村議会臨時会  
第1日（令和3年5月7日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 議案第52号 教育長の選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第53号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第54号 どんぐり公園遊具更新工事工事請負契約締結の件
- 第 9 議案第55号 動産の買入の件
- 第10 議案第56号 動産の買入の件
- 第11 議案第57号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第12 選挙第 1号 更別村選挙管理委員及び同補充員の選挙の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	総務課長	末田晃啓
産業課長	高橋祐二	住民生活課長	小野寺達弥
学校給食センター所長	安部昭彦		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	南雲美幸
書記	伊東秀行		

(午前10時02分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

春光の時期を迎え、村のあちこちから力強いトラクターのつち音が響く待望の季節となりました。何よりも天候に恵まれ、これからの農作業が安全かつ順調に進み、豊穡の秋が迎えられることを切に願うところであります。

さて、村国保診療所におきましては、昨日より介護施設入居者並びに訪問診療対象高齢者の皆さん、本日7日からは予約をされました65歳以上の村民の皆様への新型コロナワクチン接種が開始されたところであります。第1回目のワクチン接種予約につきましては、なかなか電話が繋がらない、予約ができなかった等のお叱りを受けております。この場をお借りして深く村民の皆様におわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。現在次回予約に向け電話回線の倍増、業務の改善、村民の皆様への予約方法の周知など早急な改善を行っているところであります。今月中旬までには国より2回目となるワクチンが配分される予定となっておりますことから、万全の体制の下、総力を挙げて迅速でスムーズなワクチン接種が確実に履行できるよう努めてまいり所存であります。

4月16日、人口減少、少子高齢化の中にあつて、高齢者の移動手段の確保や見守りなど山積する本村の課題をAIやICTをはじめとする最先端技術を活用することで課題解決を目指すスーパーシティ構想の提案を国に申請をいたしました。同月19日には道庁に赴き、鈴木知事に今回の申請の経過と概要を説明し、道からのご支援を要請してまいりました。鈴木知事からも地方創生や地域振興の大きな一歩となる構想推進が重要であり、道としても連携を強化し、支援していきたいとの力強い励ましのお言葉をいただきました。今後各省庁や専門委員会、有識者会議でのヒアリングを経て、戦略特区諮問会議閣議決定を受け、6月には全国で5つ程度のエリア指定となる見込みであります。じいちゃん、ばあちゃんの生活の質、クオリティー世界一の村を合い言葉に同じ課題や悩みを持つ北海道179市町村や日本の中山間農村地域における希望の光となるべく地方創生の先頭に立って構想を進めていく決意であります。

また、昨年より本村のふるさと館周辺、農村地域の2つのエリアで開始をされている高速大容量の通信回線5Gでありますけれども、基地局が4月末日までに新たに更別市街地区、上更別市街地区、農村地区の3基が新設をされました。あわせて、全て合わせると村内5つ

のエリアで、地域でキャリア5G、ローカル5Gとは異なりますけれども、キャリア5Gの通信サービスが開始をされたところでもあります。3月にはJICA、NTTさんの協力を得て、5Gを活用した小学生とラオスとの交流を実施しております。今後スマート農業や商業振興、ビッグデータや自動走行、さらには日常の生活向上や通信等の活用の広がり大いに期待するところでもあります。

また、4月22日には新過疎対策基本法の制定に伴う本村の今後10年間の過疎地域指定継続の決定を受けまして、道内関係10町村の首長による鈴木知事、中野副知事へ指定継続への支援のお礼と意見交換を行ってまいりました。今回の過疎地域指定継続に決して甘んずることなく、身を引き締めて日々の行政改革や財源の確保に努めながら健全な村政の執行や財政運営に努めてまいり所存であります。

さらに、これまで本村において東京大学をはじめ多くの大学や研究機関がスマート農業等の実証実験等行っているところではありますが、今回東京大学農学部生命科学科との包括連携協定を正式に締結し、東京大学農学部のサテライトキャンパスが本村に設置をされることになりました。非常に光栄に思うところであり、今後多くの教授陣や大学院生、ゼミ生が本村をフィールドに最先端で高度な農業研修や実習が実施される運びとなりました。今後更別農業高校やJAさらべつさんをはじめ関係機関との連携やIT農業の人材育成に大きく寄与していただけるものと期待しております。

本臨時会におきましては、教育長の選任につき同意を求める件、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件、工事請負契約締結の件、動産の買入れの件2件、令和3年度更別村一般会計補正予算の件の合計6件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、安村さん、7番、織田さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容に

ついでに報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回議会臨時会の議会運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月6日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

#### ◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて一般行政報告補足説明をさせていただきたいと思っております。

お手元にありますけれども、1番のご寄附につきましては令和3年3月25日、有限会社更別運輸様より現金300万円のご寄附をいただいております。更別村寄附条例第2条第2号、産業が元気なまちづくりに対する指定寄附であります。

2のご寄附につきましては、令和3年4月12日、株式会社山内組様より現金1,000万円のご寄附をいただきました。更別村寄附条例第2条第7号、その他目的達成のため村長が必要

と認める事業に対する指定寄附であります。

いずれのご寄附につきましても、ご寄附の趣旨にのっとり適正かつ有効な運用に努めてまいり所存であります。改めまして貴重なご寄附に心より感謝を申し上げるものであります。誠にありがとうございました。

以上、口頭での一般行政報告とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時16分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第52号

○議 長 日程第6、議案第52号 教育長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 教育長の選任につき同意を求める件であります。

村教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方、住所、更別村字更別南2線100番地の19、荻原正氏であります。生年月日は昭和32年4月16日、64歳であります。

荻原氏におかれましては、平成30年より令和2年に至るまで本村教育委員会教育長として2期目を務めております。管内におきましては、十勝管内教育委員会連絡協議会教育部長会副部長や学校教育部会委員長をはじめ多くの役職に就き、教育行政推進の、十勝教育推進の要として中心的な役割を担っているところであります。この間、学校教育にあつてはその根幹となる指導力のある管理職や教職員の確保に努めてきたほか、令和元年度にはコミュニティ・スクールの導入、ふるさと更別への誇りや愛着を持つ子どもを育てるためのふるさと教育の推進、新教育委員会制度に基づく更別村教育大綱の制定と総合教育委員会議の設置、さらには更別農業高校への支援や学校給食センターの安定的な運営に尽力してきました。また、社会教育にあつては第九次社会教育中期計画、こども夢基金の拡充、子どもの冬

の遊び場を新設するなど住民の意見を尊重した社会教育の充実に推進をしております。郷土芸能や文化活動に力を注ぐ中、少年団活動や部活動の各種大会にも積極的に足を運び、保護者からの信望も非常に厚いと伺っています。村づくりは人づくりであり、教育こそ国づくりの根幹をなすものであります。本村に山積する教育課題、中学校の改修、移転等の課題等も山積をしております。荻原氏の教育行政に関わる熱意とこれまでの教育長としての実績、また誰からも好かれ、人望の厚い荻原氏に教育長を引き続き担っていただくことが最適であると考え、教育長の再任を強くお願いするものであります。なお、任期は3年であります。

以上、ご提案申し上げ、何とぞ議員各位の皆様のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 若干質疑をさせていただきます。

私自身教育は教育のプロがすべきだと。そして、特に議運の中でも発言させていただいたのですけれども、やはり教育は根幹ですから、教育者経験者、各十勝管内も非常に増えてきていますけれども、そういうプロの人たちにお任せするのが筋だと私は思っております。それでなののですけれども、1つ目に去年からコロナが始まっています。世界中パンデミックで、それで首長の飛び出せワールドがありました。それで、今年も、去年はできませんでしたけれども、中学生を海外へやる、夢のようなお話ですけれども、その1点に僕も質問していましたのですけれども、貧富の差で補助金を変えますよとか、それは僕は反対しましたから、元に戻りましたのですけれども、教育の平等化をトップですべき人が、そして今回も教育委員さんに若干聞いてみたのです、どういう問題があると、今度コロナの中で今年も予算を組んでいるとしたら。そうしますと、そんな十分な審議は、されたと思うのですけれども、聞いてみますと、予算はとっておかなかつたらできません。だから、補正でもいいのではないかという考えもそれはあるのでしょうかけれども、どう見ても世界中がこれだけコロナのパンデミックがある中で、シンガポールを予定しているようですけれども、そこへ行けるといふ、また子どもたちをそこへ研修させるという教育委員会の考えにもちょっと納得できませんし、それともう一点、今学校給食に非常に頑張りましたというお話をいただきました。そうなのでしょうけれども、彼が教育長に就任した当時学校給食で若干の問題がありまして、民間に渡すとは言っていないのですけれども、運営自体を民間にというお話を伺ったとき私たち議会は反対をしました。なぜかという、ふるさと給食使うのも含めまして、物品を使うのも含めまして、給食というのは子どもの教育のそれこそ原点なはずで、それを安易に、人が集まらない、調理人がいない、そんな理由たくさんあったのでしょうかけれども、やはりそういう、教育に本当に熱心な方であれば、首長も含めてそうなのでしょうけれども、僕その辺のことが非常に残念に思っているのですけれども、答弁いただけるかどうか別でしょうけれども、ちょっと疑念は持っております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今松橋議員さんからご指摘の点ありました。1つ目ですけれども、教育長、昨今教育経験者とかという方も管内におられるようでありますけれども、それは私としては教育者であっても、あるいは役場経験者であっても教育行政、あるいは携わる者であればしっかりと教育長の責務は自覚を持って遂行できるものと考えております。また、そういう選択肢もあるのではないかと思いますけれども、今回につきましてはいろんな課題解決等実績の評価から荻原教育長に引き続き担っていただきたいということであります。この辺をご理解いただきたいというふうに思っております。

2つ目の私の公約でもあります飛び出せワールドの件でありますけれども、中にですね、教育は機会均等でなければなりませんし、平等でなければなりません。貧富のとかというふうな格差とかというようなことありましたけれども、それについては議会でも答弁させていただいたように、いろんなご質問があって、海外研修、私がどうしても世界的な、グローバルな視野で子どもたちを育てていきたいということで公約で出したわけですけれども、昨今コロナ禍の中で厳しい状況にありますけれども、希望者については全員行かせるという方向でその後委員会の中でも検討をしております。今年も飛び出せワールドについては一応手続に従った募集等については検討して、中身、どこ、出国する先とかいろんな状況を鑑みながら、非常に厳しい状況にありますけれども、その部分を議会の皆様、また村民の皆様に提示をしていきたいというふうに考えています。できれば終息が見込めれば本当に海外に行かせてあげたいというふうに思っていますけれども、決して選択肢の中では本当に希望どおりというか、希望者が全員行けるような方向で今進めて、随時春からというか、昨年から検討は引き続き行っております。あわせて、東松島市の子ども交流につきましても去年できなかったわけですけれども、先日渥美市長が引き続き再選ということになりまして、電話でトップでちょっと話をしまして、引き続き継続して産業関係についてもやりたいけれども、交流をしたいけれども、今のところコロナの終息を鑑みながら、やっぱり安全、安心で、そして子どもたちの健康維持、しっかり保つような状況でなければ交流はちょっと難しいだろうということで今検討を進めているところであります。

あと、給食センターのことにつきましては議会の皆様にもご迷惑等々、ご心配をおかけしたところでありますけれども、現在安定的な運営が実施できております。いろんな要因があって給食センターの運営等に支障を来したときもあり、また民間等々のご提案をさせていただいたところでありますけれども、現在改善をしております、安定的な子どもたちの給食を提供するという趣旨にのっとりまして随時適正な運営を行っているところであります。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第52号 教育長の選任につき同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号 教育長の選任につき同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第52号 教育長の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

ご着席ください。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第53号

○議 長 日程第7、議案第53号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第53号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例（昭和50年更別村条例第3号）及び更別村税条例等の一部を改正する条例（令和2年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）の施行に伴う関連条文の改正並びに村民税の減免規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、個人村民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族につきまして、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものであります。（2）として、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直すものであります。（3）として、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金



等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。(4)として、セルフメディケーション税制を延長するものであります。次のページにまいりまして、(5)、住宅借入金等特別税額控除の要件となる居住年の期間を拡充するとともに、適用期間を延長するものであります。(6)、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長するものであります。(7)、軽自動車税種別割のグリーン化特例、軽課のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものであります。(8)、宅地等及び農地に対して課する令和3年度分の課税標準額に特例を設けるものであります。(9)、村民税の減免規定に収益事業を行わない認可地縁団体及びその他特例の事由がある者を対象とする規定を追加するものであります。(10)、その他、関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

また、資料を添付しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法の法律等が改正されたことによりますが、その内容は新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図り、個人の生活を支えるために固定資産税の負担調整措置等の継続、住宅借入金等特別税額控除の延長、軽自動車税の環境性能割及び税率区分の見直しなどを行うものになってございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。まずは、第1条改正でございます。第24条第2項ですが、個人住民税は納税義務者の世帯人員等に応じて非課税限度額を算定することになりますが、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにより現行の下線部に改正後は「(年齢16歳未満の者及び控除対象親族に限る。以下この項において同じ。)」を加えるものでございます。

第34条の7第1号ですが、国税における特定公益増進法人等に係る見直しに伴い、寄附金の控除及び所得税額の特別控除についてその対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する措置を講ずるものでございます。そのため、イから、次のページをお開きください。ウからクまで、また次のページをお開きください。現行の下線部に改正後は「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加えるものでございます。また、コにつきましては現行の下線部に改正後は「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加えるものでございます。

第36条の3の2第4項ですが、提出者等の押印が必要となる地方税関係書類の押印をしないための措置としまして、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承

認を廃止するために現行の下線部を改正後は「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改めるものとございます。また、同項の最後の部分になりますけれども、現行の下線部に改正後は「及び第53条の9第3項」を加えるものとございます。

第36条の3の3ですが、次のページをお開きください。非課税限度額を算定する扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにより、現行の下線部を改正後は年齢16歳未満に限るに改めるものとございます。

同条第4項ですが、地方税関係書類の押印をしないための措置としまして、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するため、現行の下線部を改正後は「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改めるものとございます。

第51条ですが、収益事業以外の事業を行う認可地縁団体につきまして村民税を減免するため、改正後は第5号に地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、収益事業を行うものを除くを加えまして、以下号番号を繰り下げまして、第7号に「前各号に掲げるもののほか特別の事由がある者」を加えるものとございます。

次のページをお開きください。第53条の8第1号ですが、退職所得申告書の定義に係る規定を整備するため、以下の下線部を改正後は「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改めるものとございます。

第53条の9ですが、第3項及び第4項を加えるものですが、地方税関係書類の押印をしないための措置としまして、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するため、改正後の下線部になりますけれども、第3号に「第1項の退職手当等の支払を受ける者は」から「当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。」までを加えまして、また第4号に「前項の規定の適用がある場合における」から、次のページをお開きください。「受理された時」とあるのは、「提供を受けた時」とする。」までを加えるものとございます。

次に、第81条の4ですが、法律改正に伴いまして読替規定が改正されたため、現行の第1号及び第2号の下線部に改正後はそれぞれに「又は第5項」を加えるものとございます。

次に、附則となります。第5条の4ですが、非課税限度額を算定する扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにより現行の下線部に改正後は「(年齢16歳未満の者及び控除対象親族に限る。以下この項において同じ。)」を加えるものとございます。

第6条ですが、いわゆるセルフメディケーション税制ですけれども、健康の維持増進及び疾病の予防としまして一定の取組を行う個人が医療用から転用された医薬品を購入した際にその購入費用の所得控除を受けることができる制度になっておりますけれども、その適用期限を現行の下線部を5年間延長しまして、改正後は「令和9年度」に改めるものとございます。

次のページをお開きください。第10条の2ですが、法律改正に伴いまして番号にずれが生

じましたので、現行の3項から12項まで、次のページをお開きください。現行の下線部を改正後は附則第15条第27項に、第13項は現行の下線部を改正後は「附則第15条第34項」に改めるものでございます。

また、第14項の下線部は削除となりますので、改正後は各項がそれぞれ繰り上がるものになってございます。

次に、括弧書きになりますけれども、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義ですが、令和3年度は固定資産税の3年に1回の評価替えに当たりますが、法律改正に伴いまして価格変動に伴う税負担の激変を緩和し、土地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するために現行の下線部を改正後は「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものでございます。

次も括弧書きになりますけれども、令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例ですが、自然的及び社会的条件から見て地価が下落し、課税上に著しく均衡を失すると認められる場合に令和4年度分、また令和5年度分の固定資産税に限り下落修正措置を講じるため、現行の下線部に改正後は「令和4年度又は令和5年度」に改めるものでございます。

また、11条の2第1項ですが、現行の下線部を改正後は「令和4年度分又は令和5年度分」に改めるものでございます。

第11条の2第2項ですが、類似する土地の適用年度の法律改正に伴いまして現行の下線部を改正後は「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に改め、また次の現行の下線部を改正後は「令和5年度分」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。次も括弧書きになりますけれども、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例ですが、宅地等に係る固定資産税について負担調整措置を継続するため、現行の下線部を改正後は「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものでございます。

第12条ですけれども、新型コロナウイルス感染症により生活環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者負担に配慮するため令和3年度に限り課税標準額が増加する場合については前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じることになってございます。そのため、同項の中段になりますけれども、現行の下線部に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加えるものでございます。

次に、第2項、次のページをお開きください。また、第3項ですが、第1項の規定の適用を受ける商業地等に係る宅地等調整固定資産税の該当年度が延長となりましたので、第2項、第3項ともに現行の下線部を改正後は「令和4年度分及び令和5年度分」に改めるものでございます。

また、第4項、第5項ですが、商業地等の固定資産税における負担調整措置の該当年度が延長となりましたので、第4項、第5項ともに現行の下線部を改正後は「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。次も括弧書きになりますけれども、農地に対して課する平

成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例、第13条ですけれども、農地に係る固定資産税について負担調整措置を継続するため、現行の下線部を改正後は「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項の中段では現行の下線部に改正後は「。以下この項において同じ。」を加えるものでございます。また、令和3年度に限り課税標準額が増加する場合は前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じるため、現行の下線部に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加えるものでございます。

第15条ですが、課税の特例措置に係る期間を延長するために現行の下線部を改正後は「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第2項ですが、課税の特例措置の対象となる土地の取得期間を延長するため、現行の下線部を改正後は「令和6年3月31日」に改めるものでございます。

第15条の2ですが、環境性能に応じた税率の適用区分の見直しによりまして、現行の下線部に改正後は「又は第5項」を加えまして、環境性能割の臨時的軽減期間、現行の下線部を9か月間延長しまして、改正後については「令和3年12月31日」に改めるものでございます。

第15条の2の2第2項ですが、これは法律改正に伴いまして読替規定が改正されたため、現行の下線部に改正後は「又は第3項」を加えまして、同項になりますけれども、現行の下線部に改正後は「又は第5項」を加えるものでございます。

次のページをお開きください。第16条第1項ですが、いわゆるグリーン化特例になりますけれども、軽自動車税で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものにつきまして税率を50%軽減及び25%軽減の対象を営業用の乗用車に限定するため、現行の下線部を改正後は「第8項」に改めるものでございます。

第2項は現行の下線部、「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削除するものでございます。

第3項は、現行の下線部を改正後は「この条」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第3項及び第4項ですが、現行の下線部、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削除するものでございます。

次に、第6項から第8項までは新たに加える規定となりますが、まず第6項については電気軽自動車及び天然ガス軽自動車の税率を75%軽減とすることにつきまして、次のページをお開きください。第7項については、ガソリン軽自動車税のうちエネルギー消費効率90%以上の税率を50%軽減とすることについて、また第8項についてはガソリン軽自動車税のうちエネルギー消費効率70%以上の税率を25%軽減とすることについてをそれぞれ規定をしているところでございます。なお、第6項から第8項までの適用年度につきましては、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割に限るということになってございます。

第16条の2ですが、法律改正に伴い番号にずれが生じたので、現行の下線部を改正後は「第8項」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第25条ですが、住宅借入金等特別税額控除の要件となる居住年の期間を令和4年度まで拡充するとともに、適用期間を令和17年度までに延長するために改正後の下線部の第2項を加えるものでございます。

次のページをお開きください。続いて、第2条改正でございます。第48条第9項ですが、法律改正に伴いまして現行の下線部を改正後は「第321条の8第60項」に改め、また現行の下線部を改正後は「同条第60項」に改めるものでございます。

第15項は現行の下線部を改正後は「第321条の8第69項」に改めるものでございます。

第50条第4項ですが、次のページをお開きください。現行の下線部を改正後は「第48条の15の4第4項」に改めるものでございます。

第52条第3項ですが、現行の下線部を改正後は「第48条の15の4第4項」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。附則になります。第5条の3ですが、法律改正に伴いまして現行の下線部、「及び第4項」を削りまして、次に現行の下線部、「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削除するものであります。また、次の現行の下線部、「及び第4項」も改正後には削除するものでございます。

次に、第2項ですが、現行の下線部、「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を、次のページをお開きください。改正後は、全て削除するものでございます。

次に、最後になりますけれども、附則になります。第1条の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものになっておりまして、各号の施行期日につきましてはお目通しをお願いをいたします。

第2条の村民税に関する経過措置ですが、第1項は寄附金または金銭について、第2項及び第3項は電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提供について、第4項については個人の住民税に関する経過措置についてそれぞれ規定をしているところでございます。詳細につきましては、お目通しをお願いをいたします。

次のページをお開きください。第3条の固定資産税に関する経過措置ですが、第1項は年度別による固定資産税について、第2項は機械装置等に対して課する固定資産税について、第3項は家屋及び構造物に対して課する固定資産税についてそれぞれ規定をしているところでございます。こちらについても詳細につきましてはお目通しをお願いいたします。

第4項の軽自動車税に関する経過措置ですが、第1項は軽自動車税の環境性能割について、第2項は軽自動車税の種別割についてそれぞれ規定をしているところでございます。詳細につきましては、お目通しをお願いをいたします。

最後になりますけれども、資料といたしまして更別村税条例等の一部を改正する条例の改正概要を添付してございますので、お目通しをお願いをいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時56分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 大変申し訳ありません。説明にちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

まず、第51条、村民税の減免の説明で、(5)で第260条の2第1項のところを第7項と説明をしてしまいましたけれども、これは記載されているとおりの第1項が合っていると、正解ということでございます。

続きまして、ずっと行きまして第16条、軽自動車税の種別割の税額の特例のところになりますけれども、こちらの第2項のところ「初回車両番号指定を受けた場合には」というところで令和2年と説明をしてしまいましたけれども、こちらのほうも記載されているとおりの令和3年が正解でございます。

続いて、一番最後になりますけれども、附則です。附則の第4条のところを、軽自動車税に係る経過措置の第4条でございますけれども、これもちょっと言い間違いをしまして、第4項と言ってしまいましたので、記載のとおり第4条が正解ということになってございます。

大変失礼いたしました。

◎日程第7 議案第53号(続行)

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第54号

○議 長 日程第8、議案第54号 どんぐり公園遊具更新工事工事請負契約締結の件を  
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第54号 どんぐり公園遊具更新工事工事請負契約締結の件であります。

どんぐり公園遊具更新工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名はどんぐり公園遊具更新工事であります。2の工事場所は更別村字更別であります。3の契約の方法ですが、指名競争入札による落札であります。4の契約金額は4,862万円であります。契約の相手方は、河西郡更別村字更別南2線94番地、株式会社山内組代表取締役、山内信男氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年更別村条例第7号)の第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を添付しております。続きまして、資料によりご説明を申し上げます。資料をお開きいただきたいというふうに思います。資料(議案第54号)であります。

1の入札日時は、令和3年4月23日午前10時であります。

2の指名業者でありますけれども、以下のとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。

3の工事内容は、どんぐり公園遊具、空気膜構造遊具設置ほか一式であります。

4の工期は、契約締結の日から令和3年9月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第54号 どんぐり公園遊具更新工事工事請負契約締結の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第55号

- 議 長 日程第9、議案第55号 動産の買入の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
西山村長。

- 村 長 議案第55号 動産の買入の件であります。  
次のとおり動産を買入れしようとするものであります。  
1の買入れの目的は、村道の維持管理業務のためであります。  
2の動産の品名、小型ホイールローダであります。  
3の動産の数量は1両であります。  
4の契約金額は660万円であります。  
5の買入れの方法及び時期は、指名競争入札による落札であります。令和3年9月30日までに取得するものであります。  
6の契約の相手方は、河西郡更別村字更別南1線96番地、有限会社加藤自動車代表取締役、加藤昌生氏であります。

理由といたしましては、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料によりご説明を申し上げます。資料をお開きいただきたいと思います。資料第55号であります。

- 1の入札日時は、令和3年4月23日午前10時であります。  
指名業者は以下のとおりであり、お目直しをお願いするものであります。  
3の仕様内容でありますけれども、バケット容量0.6立方メートル、0.8立方メートル、除雪分であります。特定特殊自動車排気ガス2014基準対応車種であります。



4の納入期限でありますけれども、契約締結の日から令和3年9月30日までであります。以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。これから本案に対する討論を行います。討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。これから議案第55号 動産の買入の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第56号

○議 長 日程第10、議案第56号 動産の買入の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 動産の買入の件であります。次のとおり動産を買入れしようとするものであります。買入れの目的は、更別村農業者トレーニングセンターにおける移動式バスケットゴールの更新のためであります。

2の動産の品名は、移動式バスケットゴールであります。

3、動産の数量は一式であります。

4、契約金額は770万円であります。

5、買入れの方法及び時期ですけれども、指名競争入札による落札であります。令和3年9月30日までに取得するものであります。

6、契約の相手方ですが、帯広市西12条南34丁目30の3、有限会社ベスト代表取締役、金一男氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年更別村条例第7号)第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料によりご説明を申し上げます。資料(議案第56号)であります。

1の入札日時は、令和3年4月23日午前10時であります。

指名業者は以下のとおりでありまして、お目通しをお願いするものであります。

3の仕様内容はバスケット台、セッティングゲージであります。

4の納入期限は、契約締結の日から令和3年9月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第57号

○議 長 日程第11、議案第57号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,331万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,103万4,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 では、私のほうから補足説明させていただきます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書よりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で1,243万2,000円を追加し、補正後の額を7億788万円とするものでございます。説明欄(1)、寄附金管理事業、節24積立金で寄附金管理基金積立金、寄附分1,243万2,000円を追加するものでございます。3月25日にいただきました寄附金300万円のうち令和2年度一般会計予算で寄附金管理基金に積み立てました金額が56万円8,000円で、残額の243万

2,000円については令和2年度における歳出の積立金の予算が不足したため寄附金管理基金に積み立てることができず、繰越金となって、令和3年度一般会計予算に繰り越された形となっております。このため、4月12日にいただきました寄附金1,000万円にこの243万2,000円を加えました1,243万2,000円を寄附金管理基金に追加するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目5ふるさとプラザ費で48万2,000円を追加し、補正後の額を3,206万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、ふるさと館維持管理経費、節10需用費、修繕費、備品修繕費でふるさと館食品加工研修室卓上攪拌機の故障に伴い48万2,000円を追加するものでございます。

7ページをお開きください。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費で40万円を追加し、補正後の額を2,743万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター維持管理経費、節10需用費、修繕費、学校給食センター修繕費で学校給食センターの下水道汚水ます破損に伴い40万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。5ページをお開きください。款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は1,000万円を追加し、補正後の額を4,180万5,000円とするものでございます。4月12日に山内組様からいただきました寄附金1,000万円を追加するものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は88万2,000円を追加し、補正後の額を1億1,250万2,000円とするものでございます。財源不足額を補うため財政調整基金繰入金88万2,000円を追加するものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は243万2,000円を追加し、補正後の額を5,243万2,000円とするものでございます。3月25日に更別運輸様よりいただきました寄附金300万円のうち令和2年度一般会計予算で寄附金管理基金に積み立てた金額が56万8,000円で、残額の243万2,000円は令和2年度における歳出の積立金の予算が不足したため寄附金管理基金に積み立てることができず、繰越金となって、令和3年度一般会計予算に繰り越された形となっております。このため、令和2年度一般会計予算で積み立てることができませんでした243万2,000円を令和3年度一般会計予算において寄附金管理基金に積み立てるため、繰越金を追加するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 選挙第1号

○議 長 日程第12、選挙第1号 更別村選挙管理委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

この選挙は、選挙管理委員4人及び同補充員4人の任期が本日5月7日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員に吉本正美さん、池田科子さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、選挙管理委員補充員に金曾隆雄さん、斗澤ゆかりさん、吉田梢枝さん、本多正芳さんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました吉本正美さん、池田科子さん、高橋良子さん、斗澤博幸さんの以上4名を選挙管理委員に、金曾隆雄さん、斗澤ゆかりさん、吉田梢枝さん、本多正芳さんの以上4名を選挙管理委員補充員としてそれぞれ当選人として定めることとし、選挙管理委員補充員の順位についてはただいま指名した順位といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉本正美さん、池田科子さん、高橋良子さん、斗澤博幸さんが選挙管理委員に、金曾隆雄さん、斗澤ゆかりさん、吉田梢枝さん、本多正芳さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

選挙管理委員補充員の順位については、指名した順位といたします。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和3年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時30分閉会)